

高齢者の在宅生活を支援します



市では、高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため、次のようなサービスを行っています。

1. あんしん電話事業

市内在住の単身高齢者などに、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します（要電話回線）。

ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や、事前登録した協力員へ連絡をします。所得に応じて自己負担があります。

2. 家族介護慰労金

介護保険制度において要介

護4または5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。市民税非課税世帯が対象です。

3. 家族介護用品支給事業

要介護4または5の方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を1割の負担で購入できます（要事前申請）。

市民税非課税世帯が対象です。同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象になりません。

また、社会福祉協議会で持っている紙おむつの支給と本事業を併用することはできません。

4. 高齢者在宅生活支援事業

①緊急時の短期宿泊（ショートステイ）

在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的な生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊（ショートステイ）を実施します。

利用料は1日あたり1600円で、利用期間は原則とし

て1ヶ月に7日間以内です。

②緊急時の生活援助（ホームヘルプサービス）

対象者は①と同じで、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助（ホームヘルプサービス）を実施します。

利用料は1時間当たり300円で、利用回数は原則として週2回以内です。

5. 徘徊感知システム事業

徘徊する高齢者に徘徊感知器を所持させ、行方不明になった時GPSシステムを利用して位置を特定します。

毎月の利用料など自己負担があります。

6. 福祉電話の貸与

市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話を有しておらず、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸与します。

基本料金や1ヶ月30度数分までの通話料は無料ですが、携帯電話にかけたときの通話料などは自己負担となります。

お問い合わせは、

高齢者支援課（2階）

☎(20)1572、FAX(20)1610へ。

コスモスサロンで楽しくおしゃべりしませんか？

茂原市および茂原市ハートフルフェスタ実行委員会では、男女共同参画社会の実現を目指して、講演会や講座などの開催に取り組んでいます。

男女共同参画について気軽に「コスモスサロン」を開設していますので、皆さんお誘い合わせの上、お気軽にお越しください。

◆開催日

5月25日(月)、6月22日(月)、7月27日(月)、8月24日(月)、9月28日(月)

◆開催時間

14時～16時

◆対象

老若男女問わずどなたでも

◆開催場所

市役所2階市民コーナー（生活課脇）

◆内容

日頃感じていることを語り合う自由な談話スペース、DVD等の視聴、図書・DVD資料の貸出、パネルの展示、冊子の配布、ミニ座談会など

◆参加費 無料

※申込不要。どなたでもお気軽にご参加ください。

お問い合わせは、

企画政策課（4階）

☎(20)1651、FAX(20)1603へ。



あなたも

「ほっとみまもり隊」の一員になりませんか？

～認知症サポーター養成講座を受講した方へ～

市では、平成24年度より「茂原市ほっとみまもり運動」を実施しており、現在の登録者数は365人、5団体です。

◆茂原市ほっとみまもり運動とは？

日頃の生活の中で、手助けが必要な高齢者を見かけた時「どうしましたか？」「お手伝

まだ登録されていない方もぜひ参加して、認知症になっても安心して暮らせる街を一緒につくっていきませんか？